



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月18日火曜日 第2092号

◇ 目次 ◇

漁業の免許.....	764
基本測量の実施の通知.....	764

開発行為に関する工事の完了.....	764
--------------------	-----

公 告

土地の売払い.....	764
-------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1071号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき平成21年8月15日次のように共同漁業を免許した。

平成21年8月18日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧共第178号	今治市波方町小部甲153番地3 小部漁業協同組合	平成21年5月15日付け愛媛県告示第672号のとおり	平成21年8月15日から 平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1072号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年8月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

- 作業期間 平成21年9月17日から
平成22年3月19日まで
- 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第1073号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年8月18日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建（開）第23号 平成21年8月7日	伊予市上三谷字久保甲1251番1及び1261番3	伊予市下吾川947番地の1 株式会社伊予ブルドーザー建設

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年8月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 入札に付する事項
 - 件名
土地の売払い
 - 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
松山市松末一丁目57番8	宅地	97.34㎡	7,600,000円

- 入札に参加する者に必要な資格等
 - 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力

- 団」という。)及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
- ア 提出期間
平成21年 8月18日(火)から 9月 1日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。)
- イ 提出場所
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2255
- ウ 提出方法
持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。
- エ 郵送等による提出の取扱い
郵送等による提出の場合は、平成21年 9月 1日(火)午後 5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等
- ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
- イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
(2)イに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所
- (ア) 日時
平成21年 8月25日(火)午前10時
- (イ) 場所
売り払う土地の所在地
- 3 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時
平成21年 9月14日(月)午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁第二別館 5 階第 7 会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
- ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。